

不測時における食料安全保障に関する検討会（第3回）議事概要

1. 日時・場所：令和5年10月2日（月）10:00～12:00 農林水産省第1特別会議室
2. 出席構成員：別紙のとおり
3. 議題：不測時の食料安全保障に関する検討について
〔テーマ：供給の確保対策①〕

4. 主な発言内容等：

【ヒアリング①（出荷調整の有効性・妥当性および増産を行う上での課題）】

新井 豊 全国農業協同組合連合会群馬県本部 副本部長 御説明

- ・ 各品目の課題については、主に、米は高温による品質低下・収量減少リスクがあること、麦は国内生産量が少ないために品質格差があること、大豆は毎年の豊凶・価格の差が大きいことなどがあげられる。
- ・ 畜産は大規模化が進展しているため、鳥インフルエンザなどの家畜疾病対策が不可欠であり、課題については、一般論として生産までに一定の時間を要することや、衛生面にも配慮が必要ということを考慮しなければならない。
- ・ 出荷調整については、異なる生産者間、産地間での調整が考えられ、生産サイクルも考慮することが必要である。
- ・ 増産について、現状では米は比較的取り組みやすいと考えられるが、生産者への動機づけが重要である。また、農畜産物生産に欠かせない肥料原料や飼料等を海外からの輸入に大きく依存しているため、原料自体の確保とともに為替等のリスクへ対応していかなければならない。

【ヒアリング②（緊急時における消費者行動と消費者対策）】

清水 聡 慶應義塾大学大学院商学研究科 教授 御説明

- ・ コロナ禍の購買行動を例にとると、一斉休校要請の一報が流れた当日にはスパゲッティ等の売り上げが伸び始めており、ストック意識がすぐに高まったと言える。
- ・ また、コロナ禍の購買行動を2019年の台風19号接近時のそれと比較すると、コロナ禍における買いだめの影響は台風接近時よりも大きく、かつ長期化している。
- ・ コロナ禍においてある地域でトイレットペーパー等に関するデマが流れた際には、その直後に当該商品の売り上げが平時の2.5倍となった。備蓄の放出を行う場合は、特に初期の段階に多くの量を放出する必要にせまられると考えられる。
- ・ 不測時には、消費者の意思決定プロセスが変化する。コロナ禍では、物資の調達そのものではなく「恐怖心の払しょく」が目的となり、そのためにパニック購買に至ったと考えられる。
- ・ 消費者に対して「在庫があること」を伝えることと、「恐怖心の払しょく」をすることでは、「恐怖心の払しょく」の方が重要であり、「恐怖心の払しょく」によりパニック購買は落ち着く。
- ・ コロナ禍においては、SNSへの接触時間も増加。特に、現代は情報源をモバイルに依存している。恐怖心を払しょくしパニック購買を落ち着かせるためには、モバイルを通して信頼できる情報を流せる仕組みを構築し、論理的な情報提供を続けることが重要である。

【ヒアリング③（植物油の視点・食料安全保障について）】

齊藤 昭 一般社団法人日本植物油協会 専務理事 御説明

- ・ 植物油については、食品としての利用範囲は最大級だが、国内自給しうる油種はこめ油等に限られその海外依存度は高い。各国で消費される油は国内で生産される油種に規定される場合が多いが、日本は消費者の嗜好に合わせた油種の選択がなされている。
- ・ リスクの観点としては、油脂原料も気候変動リスクの影響を大きく受けているものの一つ。
- ・ 植物油はその重要性から、FAO も世界の食品価格の指標の5つのうち1つとして導入しており、食品全体の価格に大きな影響を与えている。
- ・ 原料輸入については、我が国で最も輸入量の多いなたねは現実的にはカナダと豪州しか輸出力はなく、2021年に生じたカナダの大不作の際には、輸入先を一定豪州に移行した結果、国内の市場混乱を防ぎ、円滑な供給体制を維持した。
- ・ 植物油等海外依存度が高い品目について、重要なことは信頼のある情報を機動的に海外から収集することであり、関係各国、関係団体との情報交換体制の構築と実効確保が必要である。この為、日本植物油協会は、重点油種を中心に、菜種については、日加菜種協議、大豆については日米パートナーシップ会議、パームについては日馬情報交換会、その他、IOC（国際オリーブ協会）や豪州など各方面と継続した連携体制を確立しているところ。あらゆる事態にも瞬時対応出来る様に、こうした情報収集を継続実施する事が大事。国においても、将来に向けたシミュレーションを行い、あらゆる選択肢を取れる様に、時間軸が明確になるようなフォワードガイダンスの提示が期待される。
- ・ 植物油業界をはじめ現在のフードシステムを構成する主要企業は、平時、緊急時問わず、安定供給に努力しており、主要企業で、売惜しみ等で不当な利益を得る様な企業は存在しないと考える。緊急時に法的強化して、無理に出荷の前倒しなどしても、結局在庫が枯渇し、全体として国民が困ることになる事等に留意すべき。
- ・ むしろ、国は、平時、不測時等あらゆる状況に対応し、商品・サービスを安定的に提供し得るサプライチェーンの維持発展をサポートする方向で支援を強化すべき。例えば、不測の事態で供給制約、価格上昇した場合、円滑な供給を確保するため価格上昇が適正に川下に転嫁され、各段階の経営が再生産可能な状態に維持される事を政府としてサポートする。そして、その結果として最終消費価格の上昇が国民生活に重大な支障を与える場合は、これを政策的に補填する体制構築が求められる。不測時の対策として、こうした適正なサプライチェーンを維持する方向で検討いただきたい。

【不測時の対策の基本的考え方について】

- ・ これまで議論してきた、おそれのある段階から措置すべき、消費者の行動が変わっているから対応すべきといった内容についても、より強調すべき。
- ・ 資料に記載通り、民間及び市場のメカニズムを活かすことを基本とすべき。

【情報収集・分析・提供について】

- ・ 情報収集の権限規定を定めることは重要であり、法的整備も含めて必要性がある
- ・ サプライチェーン上の誰からどのようなデータをどのように収集するのかということが課題であり、明確化する必要がある。

- ・ 情報収集の手法としては、平時から運用できるシステムとして内容をしっかり定めていく必要がある。企業の実際のデータをそのまま収集する形とすることができれば迅速かつ効果的ではないか。
- ・ 情報収集については、どう集めてどう発信するかが重要。
- ・ 平時からの情報収集・分析・提供が、實際上最も重要であり、そのために法制度、関係者の協力関係およびシステムを整備する必要がある。

【備蓄による対応について】

- ・ 備蓄・在庫量の評価について、資料では平均在庫で記載がされているが、在庫水準は季節要因などによる安全在庫水準の変動も考慮する必要がある。
- ・ 備蓄にかかるコスト（金利・保管料等）は民間にとって大きな負担となり、また保管スペースが限られている中、数量次第ではスペース圧迫による配船への影響も懸念されるため、通常の民間在庫以上の備蓄を求める場合には、同時に民間のリスク、コストを取り除く施策が必要だと考える。

【出荷の調整について】

- ・ 計画作成・届出の規律は、一種の情報提供プラス自主規律を求める趣旨と解される。公益上の必要性がなければ行い得ないことは当然であるが、計画内容の変更の要求・指示に比べると、一段階、権利侵害の程度は小さいものと考えられる。
- ・ いきなり具体的に内容を特定して行うことが困難であり、また、不可能を強いることはできないので、事前に事業者に計画作成・届出を求める上記のステップが重要と考えられる。また、競争法上の問題等を伴うので、法律上の明確な根拠を置き、また、公益上の必要性を慎重に判断して行う必要がある。

【輸入による対応について】

- ・ 企業努力を基本としつつ、国が措置を行う際には、民間リスクを下げる支援とセットで考えていく必要がある。
- ・ 不測時において不足する重要な品目の代替品目も含めて措置を講ずることができるような形にするべき。
- ・ 計画作成・届出の規律は、一種の情報提供プラス自主規律を求める趣旨と解される。公益上の必要性がなければ行い得ないことは当然であるが、計画内容の変更の要求・指示に比べると、一段階、権利侵害の程度は小さいものと考えられる。
- ・ いきなり具体的に内容を特定して行うことが困難であり、また、不可能を強いることはできないので、事前に事業者に計画作成・届出を求める上記のステップが重要と考えられる。また、競争法上の問題等を伴うので、法律上の明確な根拠を置き、また、公益上の必要性を慎重に判断して行う必要がある。

【生産の拡大について】

- ・ 地政学リスクを考えると生産の拡大というツールも必要であるが、代替品としての米の活用ということも考える必要があるのではないか。
- ・ 不測時において不足する重要な品目の代替品目も含めて措置を講ずることができるような形にするべき。
- ・ 民間活力だけでは対応できないような深刻な事態となったときには国からの要請・指示等の措置も必要と考えるが、基本は平時からの備えであり、国産の消費拡大の観点から、国産の普及、輸入割合の低下を進めていくことが必要。また、農業

者の数も減っているなかで、農業の生産基盤をしっかり伸ばし、適正な価格形成をしていくことも重要である。

- ・ 計画作成・届出の規律は、一種の情報提供プラス自主規律を求める趣旨と解される。公益上の必要性がなければ行い得ないことは当然であるが、計画内容の変更の要求・指示に比べると、一段階、権利侵害の程度は小さいものと考えられる。
- ・ いきなり具体的に内容を特定して行うことが困難であり、また、不可能を強いることはできないので、事前に事業者計画作成・届出を求める上記のステップが重要と考えられる。また、競争法上の問題等を伴うので、法律上の明確な根拠を置き、また、公益上の必要性を慎重に判断して行う必要がある。

【消費者対策について】

- ・ マスク等の転売規制の際に、実際に最も問題になったのは、プラットフォーム上の取引であった。食品についても、プラットフォーム上の取引への対応を実効的に行う必要があると考えられる。

【その他】

- ・ 物価全般が上がった際の標準価格や特定標準価格の設定に関しては、新たな法制度にて措置する必要はないと思うが、価格の高騰時に政策的に何をすべきかということを取りまとめには入れた方がよい。
- ・ 不測時に備えるという観点でも、平時の食料の生産のあり方の見直しが重要。
- ・ 国内で農業生産をどのようにするかという点については、肥料や飼料などの生産資材として不可欠なものについて、現況がどうなっているのかという検証と、必要な対応策をぜひ次回議論いただきたい。

以 上

不測時における食料安全保障に関する検討会（第3回）

出席者一覧

【有識者】

- | | | |
|--------------|------------|---|
| あらい
新井 | ゆたか
豊 | 全国農業協同組合連合会群馬県本部 副本部長 |
| おおさわ
大澤 | まこと
誠 | 農林中央金庫 エグゼクティブ・アドバイザー |
| かとう
加藤 | ひろたか
弘貴 | 公益財団法人流通経済研究所 専務理事 |
| しみず
清水 | あきら
聡 | 慶應義塾大学大学院商学研究科 教授 |
| たかはし
高橋 | まさおみ
正臣 | 全国農業協同組合連合会耕種資材部 部長 |
| はせがわ
長谷川 | としひろ
利拡 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
農業環境研究部門 エグゼクティブリサーチャー |
| ○ わたなべ
渡辺 | けんじ
研司 | 名古屋工業大学大学院工学研究科 教授 |

【関係省庁】

- | | | |
|------------|------------|--|
| みいけ
三池 | せいや
成弥 | 内閣官房内閣官房副長官補付主査【代理】 |
| やたけ
矢武 | まさゆき
正行 | 内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官補佐
（特定重要物資担当）【代理】 |
| まぶち
真渕 | ひろし
博 | 消費者庁審議官 |
| なかむら
中村 | たけし
岳志 | 外務省経済局資源安全保障室研究調査員【代理】 |
| ふくしま
福島 | かずこ
和子 | 厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課輸入食品安全対策室長【代理】 |
| すぎなか
杉中 | あつし
淳 | 農林水産省大臣官房総括審議官 |
| きつかわ
吉川 | のぶひこ
信彦 | 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課
課長補佐【代理】 |
| ふるかわ
古川 | ゆうだい
雄大 | 国土交通省物流政策課課長補佐【代理】 |

○：座長 （有識者は五十音順、関係省庁は建制順、いずれも敬称略）